

第24期 第10回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和3年4月30日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 1 0 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 3 0 日（金）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 0 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 51 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	10 件
議案第 52 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 53 号	非農地証明願いについて	1 件
議案第 54 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	2 件
第 3 報告第 19 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 20 号	農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	5 件
報告第 21 号	農地の使用貸借解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第10回4月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号4番 ○○ ○○ 委員、5番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1から番号10まで事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	伊予郡松前町	○○ ○○
譲受人	双海町上灘	○○ ○○
申請地	双海町上灘	田 外2筆

2番

譲渡人	中山町中山	○○ ○○
譲受人	中山町中山	○○ ○○
申請地	中山町中山	畑 外1筆

3番

譲渡人	中山町中山	○○ ○○
-----	-------	-------

譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	外1筆

4番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	

5番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野		畑

6番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野		畑

7番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡砥部町	〇〇	〇〇
申請地	下三谷		畑

8番

譲渡人	所沢市	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	畑	外2筆

9番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	畑	

10番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇

申請地

下三谷

田

1 番から 10 番までの譲受人の経営状況は事前にお配りしました議案説明書のとおりです。

また、議案説明書には地元委員さんによる説明を併せて載せています。

以上です。

議長

事務局からの説明のとおり、譲受人の経営状況は議案説明書に記載されていまして、事前に地元委員の説明も記載されています。

これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇推進委員

ありません。

議長

番号 1 について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 1 につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号 1 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号 2 について、譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。

これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇推進委員

ありません。

議長

番号 2 について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2 につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号3、番号4について、一括で譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。

これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇農業委員

二人とも、後継者がいないということで、そのままであれば来年からでも耕作放棄地になりますので、作ってくれる〇〇さんには地区としてもありがたいとのことなので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号3、番号4についてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3、番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3、番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号5につきまして、譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。

これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇農業委員

ありません。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号6について、譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。

これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇農業委員
ありません。

議長

番号6について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号6につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして番号7について、譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。
これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇推進委員
ありません。

議長

番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして番号8、番号9について、一括で譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。
これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇農業委員
ありません。

議長

番号8、番号9について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号8、番号9につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号8、番号9につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして番号10について、譲受人の経営状況、地元委員さんによる補足説明も議案説明書に記載されています。
これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇推進委員

ありません。

議長

番号10について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号10につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、議案書の4ページをお開きください。

■議案第52号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第52号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。
議案第52号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	大平	〇〇 〇〇
譲受人	米湊	株式会社〇〇
申請地	大平	田
転用目的	倉庫	

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、1 ページから 6 ページまでになっております。

以上です。

議長

議案第 5 2 号につきまして、これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇農業委員

特にありません。

議長

議案第 5 2 号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 5 2 号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第 5 2 号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、5 ページをお開きください。

■議案第 5 3 号 非農地証明願いについて

議長

議案第 5 3 号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

1 番

申出人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
土地所有者	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	外 1 筆
証明書	非農地証明		

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、7 ページから 1 2 ページまでになっております。

以上です。

議長

議案第53号につきまして、これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

〇〇推進委員

ありません。

議長

議案第53号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第53号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第53号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第54号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第54号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 松山市 ○○ ○○

土地所有者 宮下 ○○ ○○

申出地 宮下 田

転用目的 分家住宅

なお、詳細につきましては、本日地元委員の〇〇推進委員は欠席されていますが、議案説明書に地元委員さんの補足説明は記載されていまして、説明図については、13ページから18ページまでになっております。

以上です。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号2について事務局の説明をお願いします。

2番

申出人 東京都 ○○株式会社
土地所有者 上吾川 ○○ ○○
土地所有者は亡くなっていますので、相続人3人による申請になっております。

申出地 上吾川 畑

転用目的 携帯電話無線基地局

なお、詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、19ページから最後までになっております。

以上です。

議長

番号2につきまして、これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

○○農業委員

ありません。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして報告事項に移ります。

第3

■報告第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第19号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第19号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人 神奈川県 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○ ○○

松山市 ○○ ○○

届出地 尾崎 畑

転用目的 一般住宅

権利の種類等 所有権移転

以上です。

議長

報告第19号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、次の報告事項に移ります。

■報告第20号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第20号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人 下吾川 ○○ ○○

借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	畑	外1筆

2番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	双海町大久保	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	田	

3番

貸出人	下唐川	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	下唐川	田	外1筆

4番

貸出人	下唐川	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	上唐川	畑	

5番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上唐川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	畑	

以上です。

議長

報告第20号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、次の報告事項に移ります。

■報告第21号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第21号 「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野	田	外3筆

以上です。

議長

報告第21号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和3年度農業者年金加入推進部長について
- ・農地法許可申請書における押印廃止について

事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年5月28日(金曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を
開催予定としております。

以上で、第10回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第10回4月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時05分 閉会)